

令和7年度弘前市骨髄移植ドナー支援奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が実施する骨髄バンク事業（以下「骨髄バンク事業」という。）において、骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供者（以下「ドナー」という。）の増加を図り、もって骨髄等の移植を推進するため、令和7年度予算の範囲内において、ドナー及びその者が勤務する法人に対し弘前市骨髄移植ドナー支援奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 奨励金の交付の対象となる者は、次の各号のとおりとする。

(1) ドナーであって、次のいずれにも該当するもの

- ア 骨髄等の提供が完了し、及び第4条第1項の規定に基づき奨励金を申請する時点で本市に住所を有する者
- イ 骨髄等の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受けた者
- ウ この要綱による奨励金と同様の趣旨の他の奨励金等の交付を受けていない者
- エ 市税等（市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険料をいう。）の滞納がない者

(2) ドナーが勤務する法人であって、次のいずれにも該当するもの

- ア 青森県内に所在する者
- イ 国、独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人でない者
- ウ この要綱による奨励金と同様の趣旨の他の奨励金等の交付を受けていない者
- エ 市町村民税（法人市民税、固定資産税及び軽自動車税をいう。）の滞納がない者

(奨励金の額)

第3条 奨励金の額は、次の表のとおりとする。この場合において、奨励金交付の対象となる骨髄等の提供に係る通院、入院または医師等との面談（以下「通院等」という。）の日数は、通算して7日を限度とする。

骨髄等の提供のための通院等の内容	奨励金の額	
	ドナー	ドナーが勤務する法人
提供前及び提供後の健康診断に係る通院	通院等1日につき2万円	通院等1日につき1万円
採取の準備に係る通院又は入院		
採取に係る入院		
提供に関し、骨髄バンクが必要と認めるもの		

2 前項の表に規定する通院等の日数の算定にあたっては、骨髄等の採取術又はこれに関連した医療処置によって生じた健康被害に係る通院及び入院については、奨励金算定の日数に含まないものとする。

(奨励金の交付申請)

第4条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ドナーにあつては令和7年度弘前市骨髄移植ドナー支援奨励金交付申請書兼請求書（ドナー用）（様式第1号。以下「ドナー用申請書」という。）を、ドナーが勤務する法人にあつては令和7年度弘前市骨髄移植ドナー支援奨励金交付申請書兼請求書（法人用）（様式第2号。以下「法人用申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の各申請書は、ドナーが骨髄等提供後の健康診断を受診した日の翌日から起算して30日以内に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りではない。

3 ドナー用申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 骨髄バンク又は医療機関が発行する骨髄等の提供が完了したことを証する書類の写し
- (2) 骨髄バンクドナー登録をしていることが確認できる書類（医療機関が発行する前号の書類を添付する場合に限る。）
- (3) その他市長が必要と認める書類

4 法人用申請書に添付する書類は次のとおりとする。

- (1) 前項第1号及び第2号に掲げる書類
- (2) ドナーが勤務することを確認できる書類
- (3) 直近の市町村民税納税証明書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類
(奨励金の交付)

第5条 市長は、前条第1項に規定する申請があったときは、交付の可否を決定し、令和7年度弘前市骨髄移植ドナー支援奨励金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知し、奨励金の交付が適当であると認めたときは、申請者が指定する金融機関の口座に奨励金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第6条 市長は、申請者について偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたことが判明したときは、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（奨励金の返還）

第7条 市長は、前条の規定により奨励金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に奨励金が交付されているときは、当該奨励金の交付を受けた者に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

令和 7 年度弘前市骨髄移植ドナー支援奨励金交付申請書兼請求書
（ドナー用）

令和 年 月 日

弘前市長 様

申請者 住 所 弘前市大字
氏 名 印
電話番号

骨髄移植ドナー支援奨励金の交付を受けたいので、令和 7 年度弘前市骨髄移植ドナー支援奨励金交付要綱第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

市長が令和 7 年度弘前市骨髄移植ドナー支援奨励金交付要綱第 5 条の規定により奨励金の交付を決定したときは、下記のとおり奨励金を請求し、奨励金の交付については指定口座への振込みを希望します。

記

- 1 奨励金交付申請額（請求額） 円
2 通院等の日数 日
3 ドナー休暇の有無 有 ・ 無
4 添付書類
(1) 骨髄バンク又は医療機関が発行する骨髄等の提供が完了したことを証する書類の写し
(2) 骨髄バンクドナー登録をしていることが確認できる書類（医療機関が発行する前号の書類を添付する場合に限る。）

5 指定口座

金融機関名	銀行・信用金庫 農協 店						
預金種目	普通 ・ 当座	口座番号					
フリガナ							
口座名義							

誓約書兼承諾書

私は、下記の事項について誓約又は承諾します。

- 1 この申請に係る骨髄等の提供について、令和 7 年度弘前市骨髄移植ドナー支援奨励金交付要綱による奨励金と同様の趣旨の他の奨励金その他給付を受けていないこと。
2 この申請のために、税務関係資料を閲覧すること。
3 この申請のために、市内居住の有無を確認すること。

住所
氏名 印

備考 申請ができるのは、ドナーが骨髄提供後の健康診断を受診した日の翌日から起算して起算して 30 日以内です。

令和7年度弘前市骨髄移植ドナー支援奨励金交付申請書兼請求書
(法人用)

令和 年 月 日

弘前市長 様

申請者 住 所
法人名および代表者名 印
電 話 番 号

骨髄移植ドナー支援奨励金の交付を受けたいので、令和7年度弘前市骨髄移植ドナー支援奨励金交付要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

市長が令和7年度弘前市骨髄移植ドナー支援奨励金交付要綱第5条の規定により奨励金の交付を決定したときは、下記のとおり奨励金を請求し、奨励金の交付については指定口座への振込みを希望します。

記

- 1 奨励金交付申請額（請求額） 円
- 2 通院等の日数 日
- 3 ドナー休暇の有無 有 ・ 無
- 4 添付書類
- (1) 骨髄バンク又は医療機関が発行する骨髄等の提供が完了したことを証する書類の写し
- (2) 骨髄バンクドナー登録をしていることが確認できる書類（医療機関が発行する前号の書類を添付する場合に限る。）
- (3) ドナーが勤務することを確認できる書類
- (4) 直近の市町村民税証明書の写し
- ※第1号及び第2号については、ドナーが本奨励金の交付申請をしている場合は、省略可能です。

5 指定口座

金融機関名	銀行・信用金庫 農協 店							
預金種目	普通 ・ 当座	口座番号						
フリガナ								
口座名義								

誓約書

本法人は、下記の事項について誓約します。

この申請に係り、令和7年度弘前市骨髄移植ドナー支援奨励金による奨励金と同様の趣旨の奨励金その他の給付を受けていません。

住 所
法人名および代表者名 印

備考 申請ができるのは、骨髄等の提供が完了した日から起算して30日以内です。

弘健増発第 号
令和 年 月 日

様

弘前市長 印

令和 7 年度弘前市骨髓移植ドナー支援奨励金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった弘前市骨髓移植ドナー支援奨励金については、令和 7 年度弘前市骨髓移植ドナー支援奨励金交付要綱第 5 条の規定に基づき交付（却下）することを決定したので、同項の規定により、下記のとおり通知します。

記

奨励金交付決定金額 円

却下の場合の理由